

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料

---

2023年3月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、  
「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定**
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設  
〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、  
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等  
〔形態〕 認可法人  
〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等  
〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督  
(参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

## 企業開示

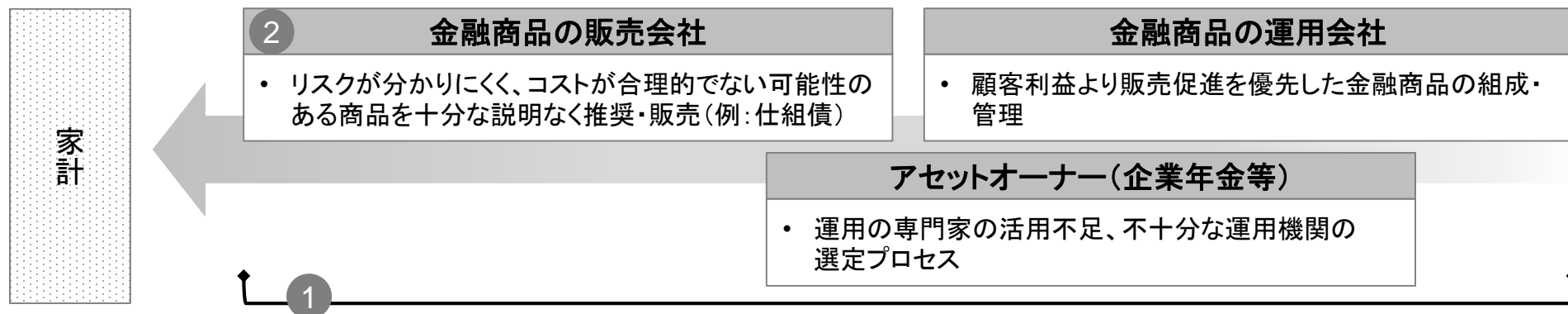
- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、**企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**(注2)  
(注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る  
(注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**  
(注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

### その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング(注)等を行う第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告**に関する規定を整備  
(注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**  
(注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

# 顧客本位の業務運営の確保

- 2017年3月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定（金融事業者の判断で採択）
- この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきたが、以下の課題が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在



## 1 最善の利益を考えた業務運営の確保

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

### 対象

金融商品取引業者	銀行	信託銀行	保険会社
資金移動業者	貸金業者	企業年金	...

## 2 顧客への情報提供の充実

- 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**
- 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能**とするよう見直し  
(注)見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備[内閣府令改正事項]

課題

対応

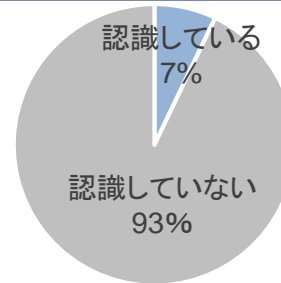
# 金融リテラシーの向上

課題

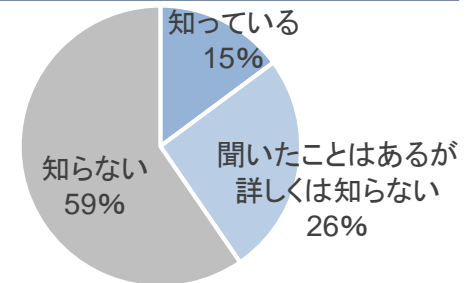
- これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体、学校、職場等において、資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取組が実施されてきたが、以下のような課題が存在

- 金融経済教育を受けたと認識している人は約7%
- 職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘
- 長期投資や分散投資等のリスク抑制効果を認知している人は約4割
- 投資詐欺などの被害事案も引き続き散見、近時はSNSを通じた投資勧誘のトラブルも発生
- 政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による取組や連携を強化すべきとの指摘

金融経済教育を受けたと認識

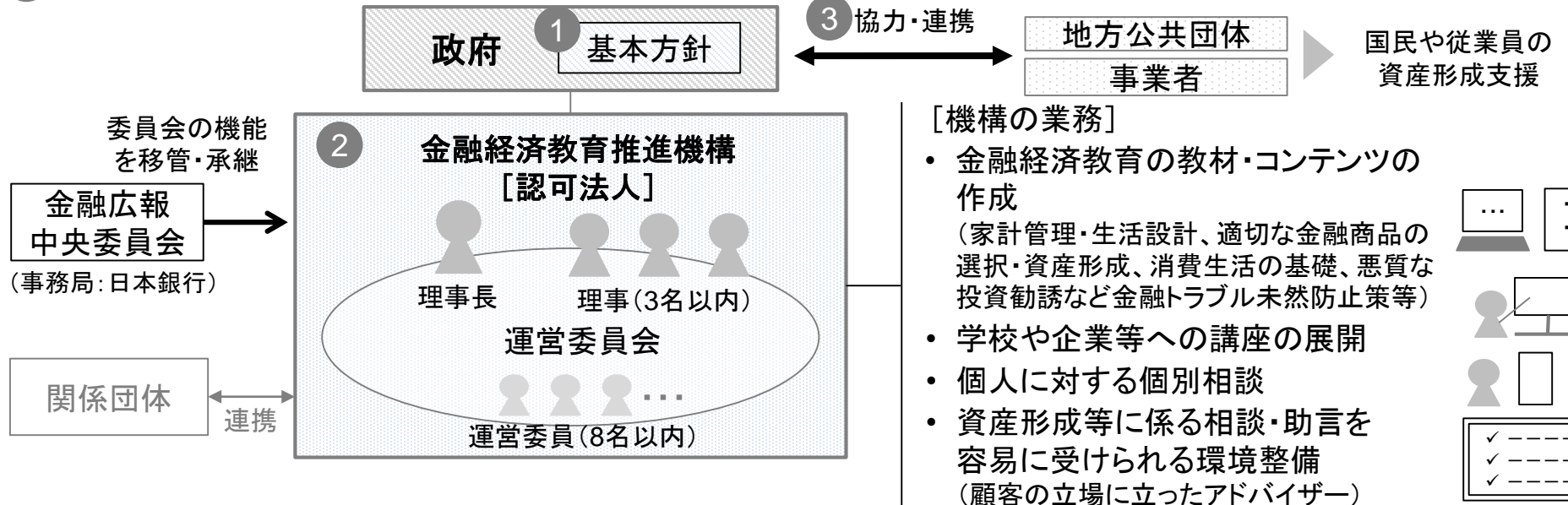


長期・分散投資等のリスク抑制効果の認知



- 1 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」を策定
- 2 「金融経済教育推進機構」を創設
- 3 資産形成支援のための国と地方公共団体・事業者の協力・連携

対応



(注) 上記の規定を設ける「金融サービスの提供に関する法律」は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称

# 企業開示制度の見直し

課題

- 企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きが見られる中、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大
- 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘

- 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けた企業開示制度の見直しを実施
  - ・ 人的資本を含むサステナビリティ情報等の開示の充実〔府令改正事項〕と併せ、
  - ・ **企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**

対応

- 1 上場企業の第1・第3四半期については、**金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

（注1）当面は、四半期決算短信を一律義務付け。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討

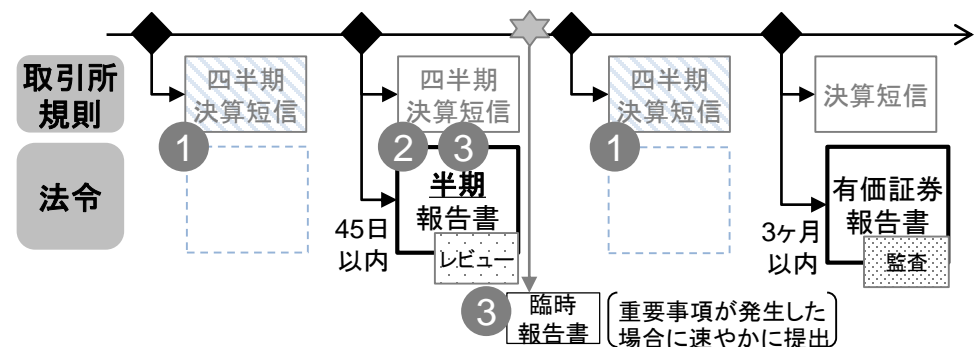
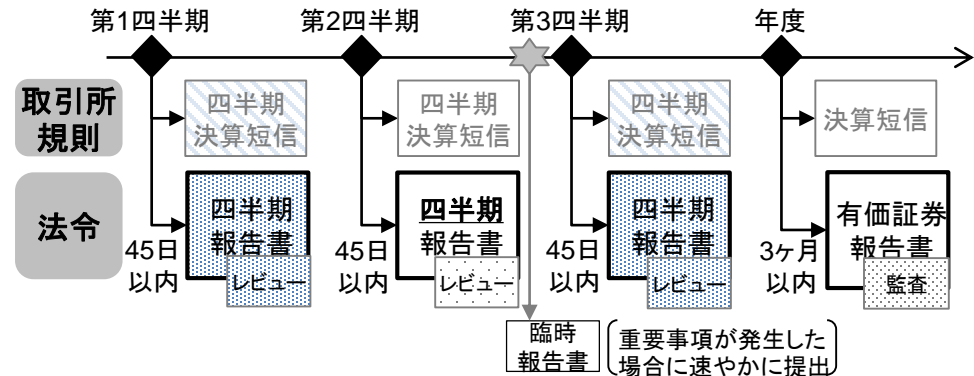
（注2）虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施

- 2 見直し後の**半期報告書**については、
  - ・ 現行の**第2四半期報告書と同程度**の記載内容
  - ・ 監査人によるレビュー
  - ・ 提出期限は決算後45日以内

- 3 **半期報告書及び臨時報告書**は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、**公衆縦覧期間**（各3年間・1年間）を**5年間**（課徴金の除斥期間と同様）へ**延長**

現行

見直し

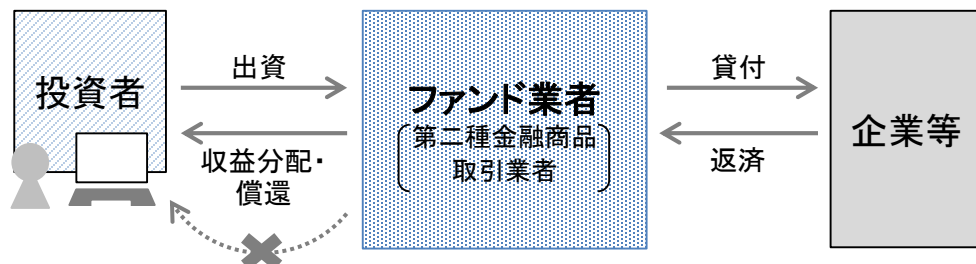


# その他の顧客等の利便向上・保護に係る施策①

## ソーシャルレンディング等に関する規定の整備

### ソーシャルレンディング

インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組み



現在は、運用報告書を交付する法令上のルールなし

(注)ファンド業者が有価証券に投資する場合は、法令上のルールが存在

課題

- ソーシャルレンディング等の運用行為を行う第二種金融商品取引業者が運営するファンドを巡って、投資家への情報提供等に関する問題が認められる事案が発生

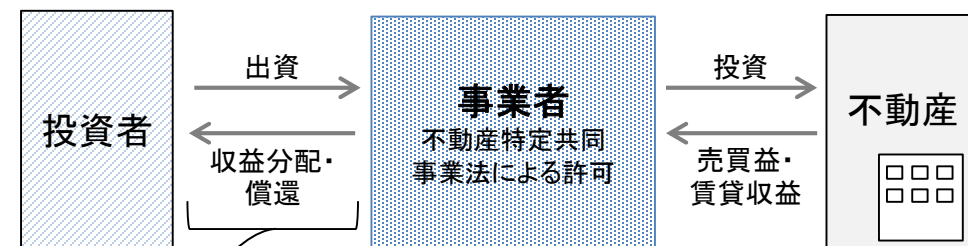
対応

- ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止

## トークン化される不動産特定共同事業契約への対応

### 不動産特定共同事業

出資を募って不動産を売買・賃貸等し、収益を分配する仕組み



不動産特定共同事業法による監督等が行われており、金融商品取引法の規制は不適用

課題

- 不動産特定共同事業契約に基づく権利を分散台帳技術(ブロックチェーン)を活用してトークン化し、流通させようとする動き
- 他の有価証券の性質を有するトークンは、金融商品取引法の対象とする規定が整備されているが、不動産特定共同事業契約に基づくトークンは規定が未整備

対応

- 不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークンについて、金融商品取引法の販売勧誘規制等を適用



## その他の顧客等の利便向上・保護に係る施策②

### 掲示情報等のインターネット公表

課題

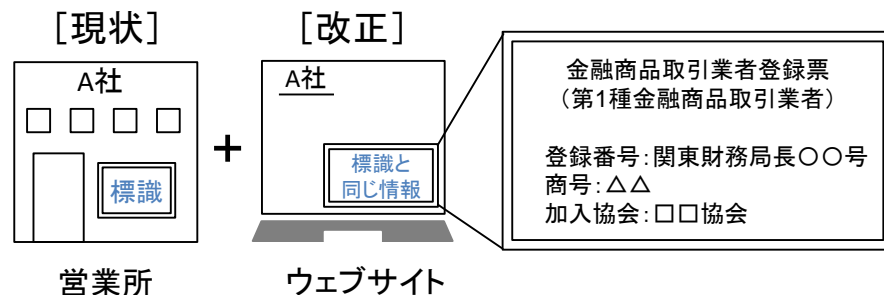
- インターネットの活用が進む中、
  - 金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報の公表を求めるべき
  - 上場会社の役員等が短期売買利益を得た場合の利益額等の情報(利益関係書類)をインターネットでも公表すべき

との指摘

対応

- 金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報公表を義務付けるなど、インターネットを利用する者の利便向上や保護のための規定を整備

(注)利益関係書類の氏名の閲覧は株主に限定



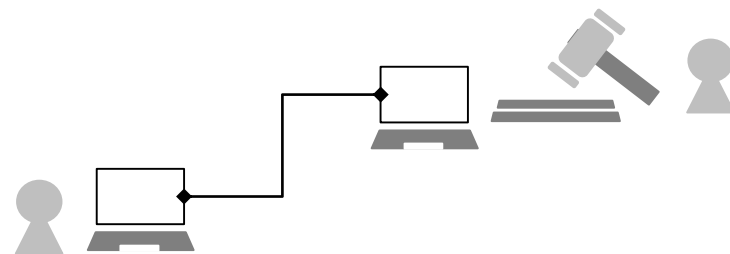
### 審判手続のデジタル化

課題

- 民事訴訟手続については、国民がより利用しやすいものとするため、2022年、手続のデジタル化を含む改正民事訴訟法が成立
- 一方、虚偽の財務書類の開示を行った企業やインサイダー取引を行った者等に対する課徴金納付命令に係る審判手続については、書面での課徴金納付命令等の送達や被審人による申立て、審判廷への出頭等が必要

対応

- 審判手続のデジタル化のため、
  - オンラインによる送達や申立て
  - オンライン会議を利用した審問や意見陳述などの審判手続
  - 事件記録の電子化に関する規定を整備



上記のほか、登録金融機関がトークンの預託を受けられる範囲を拡大するとともに、投資法人の財務状況を投資家にわかりやすく情報提供するため、投資法人の計算書類に関する規定の見直しを実施